登　校（登　園）証　明　書

保護者の方へ

学校感染症は学校保健安全法により、感染力のある期間に配慮して病状が回復し集団での生活が可能な状態となってから、登校（園）するように定められています。登校（園）に際して主治医による登校（登園）証明書の提出をお願いします。

医療機関の方へ

証明書料につきましては荒川区医師会との申し合わせにより無料となっております。診察料は通常診療（健康保険）扱いです。なお、荒川区医師会所属医療機関以外での証明書料につきましてはこの限りではありません。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿幼稚園・小学校・中学校　　＿＿＿＿年＿＿＿＿組

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　男・女　　生年月日　平成　　年　　月　　日

上記の者は、すでに症状が回復し集団生活に支障がない状態になったので登校（園）可能と考えます。

平成　　年　　月　　日

医療機関：

医師氏名：　　印

○印	病名	登校（園）のめやす
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過してから
	インフルエンザ	（特定鳥インフルエンザ（※）及び新型インフルエンザ等感染症を除く） 発症後５日を経過し、かつ、解熱後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで
	風しん	発しんが消失してから
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス感染症）	主な症状が消え２日経過してから
	結核	医師により感染の恐れがないと認められるまで
	流行性角結膜炎	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
	腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、４８時間あけて連続２回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後２４～４８時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと
	帯状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	その他（　　）	

（※）特定鳥インフルエンザは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第３項第６号」に規定する、特定鳥インフルエンザである

「学校保健安全法　第２章第４節　感染症の予防」より